

## 平成 30 年度 食品安全モニター募集要項

食品安全モニターは、食品安全委員会が行ったリスク評価に基づいて各省庁が行う施策の実施状況をモニタリングしてご報告いただくとともに、食品安全に関するご意見・ご要望をお寄せいただくために、食品安全委員会が依頼するものです。

食品安全モニターの皆様には、その活動を支援する観点から、活動に必要な知識を習得するとともに、食品安全に関する最新情報に触れていただけるよう、eラーニングの実施や食品安全関連のイベント情報等の情報提供をいたします。

### 1 応募要項

#### (1) 応募資格

以下のアからエまでの全てに該当する方

ア 日本国内に居住されている満 20 歳（平成 30 年 4 月 1 日時点）以上の方

イ ご自分の電子メールアドレスをお持ちの方で、インターネット接続されたパソコンで操作ができる方（事務局との連絡、報告書の提出等は、ワード、PDF ファイルを使用し、インターネット経由で行いますので、パソコン操作ができることは必須です。スマートフォン、携帯電話は不可とします。）

ウ 食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的には、次の条件のいずれかを満たしている方

[1] 大学等で食品に関連する学科等（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、食品工学、家政学、栄養学等）に在籍している方、又は卒業若しくは修了した方

[2] 食品に関連する資格（栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者、その他、事務局長が適当と認めるもの）を保有の方

[3] 食品安全に関する業務に従事している方若しくは従事していた方、又は過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方

エ 平成 30 年 4 月 1 日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

#### (2) 募集人数及び任期

募集人数：150 名程度

任期：1 年間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

活動状況等に応じて、延長が認められます（延長は 1 年毎、最長 5 年間）。

#### (3) 応募方法

ア 食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) の食品安全モニター応募フォーム（下記）から応募してください。

## 応募フォーム

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0972.html>

イ 応募フォームには、氏名、住所等のほか、以下についてご記入いただきます。

(ア) 応募の理由 (100 字程度)

(イ) 食品の安全に関連して、ご自身が関心のあるテーマを1つ設定し、そのテーマについての「現状と課題」、及びそれに対して国が行うべきと考えられる「改善の提案」を下記の項目ごとに字数制限の範囲内で記載してください。

[1] 関心のあるテーマ (30 字以内)

[2] [1]についての現状と課題 (300 字以内)

[3] [2]を改善するための提案 (300 字以内)

### (4) 応募締切

平成 30 年 2 月 5 日 (月) 午前 10 時

### (5) 選考

応募フォームに記載された内容を審査することにより、食品安全モニターの活動を理解し、積極的な活動や意見の提案が期待される方の中から、性別、年代、居住地域等を考慮して選考します。

### (6) 結果の通知

食品安全モニターになっていただく方には、平成 30 年 3 月下旬までに郵送及び電子メールで通知する予定です。採用されなかった方には、平成 30 年 4 月 1 日以降に、応募時に記載いただいた電子メールアドレス宛に、その旨をご連絡いたします。電子メールアドレスの入力に誤りがある場合には、不達となりますので、ご了承ください。

### (7) その他

応募に際していただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) の規定に従って厳正に取り扱い、食品安全モニターの選考・依頼事務のみに使用します。但し、食品安全モニターに採用された場合は、いただいた情報をその後の食品安全モニター運営にも使用します。

#### 【問合せ先】

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当

電話(03)6234-1143 (平日10:00~17:00)

## 2 食品安全モニターの活動内容

### (1) 食品の安全に関する報告及び提案

以下を中心に、随時、具体的な報告や提案をしていただきます。

- ・食品安全委員会が行った食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果が、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、消費者庁等）の講じたリスク管理措置に適正に反映されているかどうかについて
- ・食品安全委員会が行った（又は行うべき）リスク評価について
- ・食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションについて

### (2) アンケート等への協力

一年に1回程度、食品の安全性等についてのアンケート等に、インターネット上のWeb ページから回答していただきます。

アンケート等への協力に対しては、当委員会の規程に基づいて1,000円程度の謝金をお支払いします。

### (3) 食品の安全に関する情報の地域の方々への提供

日常生活を通じ可能な範囲で、食品の安全に関する情報を周囲の方々に普及していただきます。

### (4) 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の報告

食品の安全に関する危害情報を入手した場合、速やかに事務局に情報を提供していただきます。

### (5) 食品安全モニターに対する研修への参加

平成30年度より、食品安全モニターの活動を支援する観点から、ウェブ上で食品安全の基礎知識や食品安全モニターの役割等を学ぶことができるよう、新たに食品安全モニター専用のオンライン研修（e-ラーニング）を実施する予定です。

## 3 遵守事項等

### (1) モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、御注意願います。

- ① モニター活動は、中立公正な立場で行ってください。
- ② モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ③ モニターの立場で、営利企業等からいかなる利益及び便宜の供与も受けることはできません。
- ④ モニターは、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。

したがって、モニターとしての活動に当たっては、対外的に上記の権限を持っているかのように誤認させるような行為や、自らの経済的利益を得るためにモニターであることを過度に強調することは厳に慎んでください。

また、庁舎内、販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づく閲覧は除く）の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動をとることがないように十分に御留意ください。

- ⑤ モニター活動を通じて得た他のモニターの個人情報、みだりに他人に知らせたり、知り得た際の目的以外の目的に使用しないなど、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱ってください。

- (2) (1)の各事項に反する活動などにより、食品関連事業者、行政機関等に損害を与える等問題が発生した場合は、モニター個人の責任において対応してください。

#### 4 モニターの依頼の取消し

応募資格に該当しなくなった場合、遵守事項に違反したことが確認された場合、その他食品安全委員会事務局がモニターの依頼について適当でないと判断した場合は、任期中中であっても依頼を取り消すことがあります。

モニターの依頼を取り消した場合、謝金を支払わないことがあります。

### 食品安全委員会について

食品安全委員会（委員長：佐藤洋（さとう・ひろし））は、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価\*機関）。7名の委員で構成され、12の専門調査会及びワーキンググループにおいて、200名を超える専門委員の協力により、企画等、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、汚染物質等、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の分野のリスク評価等を行っています。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/>

### \* リスク評価（食品健康影響評価）とは

私たちが、日々口にする食べ物には、豊かな栄養や成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす有害要因（ハザード）が含まれていることがあります。

「リスク評価」とは、リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価することです。評価は、汚染物質や微生物等の有害要因（ハザード）ごとに行われ、本委員会の重要な役割となっています。

詳細は食品安全委員会のホームページをご参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/mission.html>